

令和2年度行政経営研究会

日時 令和2年7月1日（水）
午後1時30分～3時30分
会場 ウェブ会議
（静岡県庁西館4階第1会議室）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 講演会

演題 「人口減少時代の広域連携

－第32次地方制度調査会答申を踏まえて－

講師 勢一 智子 氏 （西南学院大学教授、第32次地方制度調査会委員）

4 議事

（1）要綱改正

資料2

（2）令和2年度研究事項

・継続テーマについて

資料3

・新規テーマについて

資料4

（3）意見交換

資料5

5 閉会

行政経営研究会の取組

行政経営研究会を設置した目的

分権型社会における県と市町のあり方とは何か？



県と市町が知恵を出し合い、様々な行政課題と一緒に取り組み、効果的に人々の暮らし満足度をアップ！！

行政経営研究会の組織と仕組み

市町・県で具体的取組を推進

■ 研究会（本会）

構成

全市町の総務・企画部長相当職
県の部理事(地方分権・大都市制度担当)

役割

- 具体的取組方針の決定
- 部会、課題検討会設置の決定
- 研究結果の報告受領、公表

■ 部会

構成 参加希望した市町・県の実務者等

役割 具体的課題の解決に向けた研究

検討状況により部会へ移行

■ 課題検討会（検討成果は公開）

構成 参加希望した市町・県の実務者、事務局

役割 テーマにおける課題の整理・情報共有、各団体にとっての課題感等を自由に議論（非公開）

事務局

構成 市長会・町村会の代表市町
市長会町村会総合事務局
県(市町行財政課)

役割

- ・ 全体運営、検討テーマの取りまとめ
- ・ 課題検討会、部会の設置案取りまとめ

公開

非公開

県内市町、県各部局からの問題提起

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長（企画財政担当） 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡県市長会町村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

新旧対照表

改正前

行政経営研究会設置要綱

別表 (第 4 条関係)

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局長 市町行政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長 静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長 (企画財政担当) 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 総政策部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 総務課長 事務局長
静岡市内市町	
静岡県市長会町 村会総合事務局	

改正後

行政経営研究会設置要綱

別表 (第 4 条関係)

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事 (地方分権・大都市制度担当) 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局長 市町行政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長 静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長 (企画財政担当) 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長 事務局長
静岡市内市町	
静岡県市長会町 村会総合事務局	

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部地域振興局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部次長（企画財政担当） 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 総務課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 参事兼総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡州市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和元年度報告及び令和2年度研究事項

令和2年7月1日

1

令和元年度及び令和2年度の研究事項(案)

【部会】

令和元年度(3)	取扱い	令和2年度(3)
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B オープンデータ利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和元年度(7)	取扱い	令和2年度(7)
a 水道事業の広域連携等	継続	a 水道事業の広域連携等
b 権限移譲事務受入体制の検討	継続	b 権限移譲事務受入体制の検討
c 地方公会計の活用	継続	c 地方公会計の活用
d マイナンバーカードの利活用等	継続	d マイナンバーカードの利活用等
e 臨時・非常勤職員制度の見直しへの対応	継続	e 臨時・非常勤職員制度の見直しへの対応
f 内部統制の体制整備	継続	f 内部統制の体制整備
g 人材育成の推進	継続	g 人材育成の推進

【令和2年度 of 取組方針】

市町負担を考慮し、コロナ禍においても推進が求められるテーマは実施し、その他は方法・時期等を見直し、限定的に取り組む。

2

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和元年度の実績

○個別施設計画の策定、運用方法等の研究

⇒ 個別施設計画の策定や、策定後の運用方法等について、県や先進市町の事例を共有し、策定中の市町を支援。

○公共施設の長寿命化手法の研究

⇒ 「県有建築物保全業務研修会(現場編)」に市町職員を受入れる等、ノウハウの共有や意見交換を実施。

○「公共施設官民連携プラットフォーム」の設置

⇒ 自治体と民間企業、金融機関等が具体的な事業について意見交換(サウンディング)する「場」を設定。

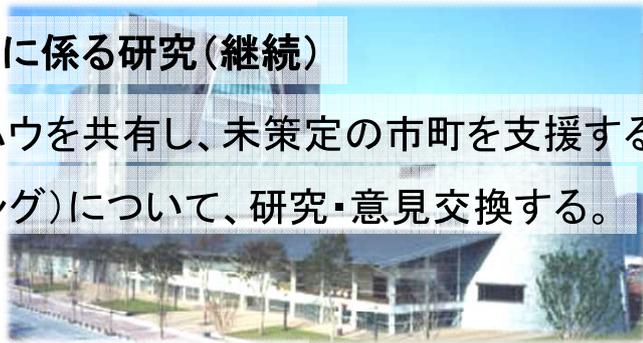
3

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和2年度の研究方針(検討中)

○個別施設計画の策定・運用の改善に係る研究(継続)

- 既に策定済の自治体のノウハウを共有し、未策定の市町を支援する。
- 策定した計画の運用(ローリング)について、研究・意見交換する。



○公共施設官民連携プラットフォームの開催(継続)

(ふじのくに官民連携実践塾)

- 市町合同でのサウンディングを継続して実施する。
- どの市町でもサウンディングに参加・見学できる体制を構築する。
- より参加しやすいサウンディングの方法について研究する。



4

B オープンデータ利活用部会 (ICT政策課)

令和元年度の取組実績

○オープンデータの利活用推進

- ・国が示す推奨データセットへの公開に向けた調整
- ・国の動向や県内の先進的な取組等に係る情報の共有
- ・引き続き、当部会をオープンデータ推進協議会の自治体部会としても位置付け

○新世代ICTの利活用について

- ・新世代ICTについての情報を共有

(参考)公開市町数・データセット数・ダウンロード数の推移

	H30	H31(R1)
公開市町数	35	35
データセット数	2,082	2,266
ダウンロード数	246,631	2,610,683

5

B ICT利活用部会 (ICT政策課)

令和2年度の研究方針

○新世代ICT等の利活用推進

- ・AI, IoT, データなどの新世代ICT等の利活用を推進するための調査・検討

○県内におけるデジタル行政の推進

- ・国などの情報システムの標準化・行政手続のデジタル化等の方策を踏まえた、デジタル行政を推進するための調査・検討

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和元年度の研究実績

- 「指定管理者制度」
 - ・「施設紹介フェア2019」の開催（令和元年8月2日（金））
 - ・指定管理者制度ワーキンググループの開催
 - －指定管理者制度の運用上の課題の共有・検討
 - －県の大規模地震発生時における避難所運営を想定した運用の検討状況の報告



「施設紹介フェア2019」@県庁（43事業者75人が参加）



「指定管理者制度ワーキング」

7

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和2年度の研究方針

- 「指定管理者制度」
 - ・「施設紹介フェア2020」（中止）
新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、イベント形式での開催を中止。代替策を検討中。
 - ・指定管理者制度ワーキンググループの開催
 - －指定管理者制度導入施設における新型コロナウイルスへの対応状況の共有
 - －ワーキンググループ参加市町の希望に基づき、指定管理者制度の課題と対応方策の検討・共有

a 水道事業の広域連携等(市町行財政課、水利用課)

令和2年度の研究方針

<R1年度の活動実績>

○実効性のある「経営戦略」、「水道事業ビジョン」の策定を推進

- ・市町等に個別ヒアリングを実施し、課題を共有
- ・地区別検討会で情報を共有

<R2年度の研究方針>

○水道事業の広域化の検討

- ・令和4年度の水道広域化推進プラン策定に向けた広域化パターンの検討及び広域化シミュレーションの実施(駿豆地区、大井川地区)

9

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和元年度の研究結果

取組状況と成果

1. 県の協力体制の検討

県の協力体制の拡充

- ・ 連携・共同検討(6法令)・・・協議会等での情報の共有化、県が行う指導監査への市町同行の調整
- ・ 説明会、研修会の充実(老人福祉法など11法令)・・・意見交換会や説明会の内容を改善
- ・ 随時の相談体制(地域未来投資促進法など9法令)
- ・ マニュアル等の作成(旅券法など5法令)
- ・ 人的支援(エコファーマー法)・・・計画認定の際の技術支援を継続実施
- ・ 財政支援(旅券法など6法令)・・・端末の更新費や人件費単価などの対応を検討

2. マニュアル等引継ぎ資料の質の向上

権限移譲事務の課題や支障として、権限移譲事務の知識やノウハウ等の引継ぎが困難という意見が挙げられていることから、マニュアル等の現状調査を行い、質の向上に取り組んでいる。

- ・ 分かり難いと指摘があったマニュアル等の改善(地方自治法など10法令)
- ・ 市町が求める引継ぎ資料として必要な要素の整理

3. 事務権限の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)の考え方を整理

全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直しの一つの手段として、「事務権限の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)」を具体化する上での考え方を整理

4. ふじのくに権限移譲推進計画(第4期)(R2.3策定)への反映

検討結果を「ふじのくに権限移譲推進計画(第4期)」に反映

10

b 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和2年度の研究方針

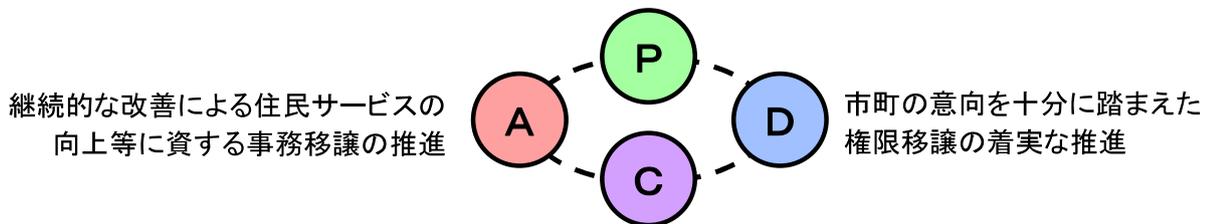
権限移譲推進計画の理念

市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める

■権限移譲を推進するための具体方策

1. PDCAサイクルを活用し、課題の解消や改善を図る

権限移譲推進計画(令和2年度～4年度)



権限移譲の効果の検証・課題の抽出
(県・市町権限移譲推進協議会、課題検討会)

2. 事務執行の支援の強化

- ・ 特に権限移譲事務のマニュアル等引継ぎ資料の質の向上

3. 全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し

- ・ 政策実現のために必要な行政サービスの提供体制を、県全体として最適化する観点で精査

11

c 地方公会計の活用(市町行財政課)

令和2年度の研究方針

<R1年度の活動実績>

- 1 3市町において個別施設計画の作成をモデル的に実践
- 2 財務書類を活用した施設別の行政コスト分析の検討
- 3 個別施設計画の作成をモデル的に実践した市町のノウハウやプロセス(有効活用できたデータ、意思決定に時間を要した点等)を県内市町で共有

<R2年度の研究方針>

- 1 今年度末までの個別施設計画の作成に向け、各市町で活動を継続
- 2 財務4表等を活用し市町の財政課題にアプローチする方法を検討
- 3 1、2の活動状況を踏まえ、必要に応じて検討会を開催

12

d マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和元年度の検討結果

<検討内容>

○マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施に向けた検討

- ・総務省担当を招き制度説明及び意見交換を実施(8月2日課題検討会)

令和2年度の研究方針

<経緯・現状など>

- ・マイナンバーカードの普及率(R2.6.1現在) : 全国 16.8% ←→ 本県 15.5%
- ・デジタル手続法の成立、「骨太の方針2019」の閣議決定等により、「令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有すること」を想定して、各市町において「交付円滑化計画」を策定し、交付枚数の目標に応じた交付体制の整備を行っている。
- ・【R2.9~R3.3】 マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイント事業)の実施
- ・【R3.3~】 マイナンバーカードの健康保険証としての本格運用開始

<検討内容>

○マイナポイント事業等の実施に向けた検討

- ・各市町での課題や広報手法を含めた取組状況の意見交換や国からの情報の共有

○マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組の支援

- ・各市町の現状把握や優良事例の紹介等を通じて交付の円滑化を支援

13

e 臨時・非常勤職員制度の見直しへの対応(市町行財政課)

令和元年度までの研究結果

<経緯・現状など>

- ・地方公務員法の改正により「会計年度任用職員制度」創設(令和2年4月施行)
- ・総務省の担当課長を招いての制度説明会の開催(平成29年8月)
- ・「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を踏まえた「制度導入等に向けたロードマップ」の提示(平成30年4月)

<検討内容>

○制度導入に向けた市町の相談窓口の設置

- ・任用区分(会計年度任用職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員など)の考え方
- ・会計年度任用職員の給与水準の設定、期末手当・退職手当の取扱い
- ・会計年度任用職員制度の導入等に必要な条例・規則等の整備

など

○ロードマップを踏まえた市町の進捗状況の情報共有

令和2年度の研究方針

○市町の制度運用の適正化に向けた個別支援

14

f 内部統制の体制整備(市町行財政課)

令和元年度までの研究結果

<経緯・現状など>

- ・改正地方自治法による、内部統制に関する方針の策定等の義務付け(都道府県・指定都市は義務、その他の市町村は努力義務)(令和2年4月施行)
- ・総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の公表(平成31年3月)

<検討内容>

○事務手続・リスクの可視化に関するケーススタディの実施

- ・石川恵子 日本大学経済学部教授(総務省「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」構成員)による講演

○市町アンケートの実施

- ・各市町の現在の取組状況や課題意識等を調査

令和2年度の研究方針

- テレワーク、ペーパーレスの導入による新たな課題に対する内部統制の効果検証、導入支援。

15

g 人材育成の推進(人事課、市町行財政課)

令和元年度の研究結果

<経緯・現状など>

- ・自発的に物事と向き合うことができる職員の育成に必要なマネジメントについて検証・検討する場として、平成30年度から検討開始

<検討内容>

○市町の人事担当課長等によるグループでの意見

交換を実施

- ・女性職員のキャリア、人事評価、メンタルヘルスの3つにテーマを絞り意見交換
- ・各団体の現状、取組み、特徴のある研修等に関する意見交換
- ・次回の検討会の方向性について意見交換

令和2年度の研究方針

- 人事評価の活用に関する研修会を開催(10月)

16

令和 2 年度静岡県水道広域化シミュレーション事業

(くらし・環境部環境局水利用課)

1 事業の目的

総務省及び厚生労働省から、「水道広域化推進プラン」(以下「プラン」という。)の策定要請があり、本県では、県内を水系や地域ごとの実情を踏まえ 5 圏域に分け、プラン策定のための水道広域化シミュレーションを行う。

令和 2 年度は、駿豆圏域(賀茂地区を除く。)及び大井川圏域で水道事業のシミュレーションを実施する。

なお、シミュレーション結果は、各水道事業体に提示し、令和 4 年度末までのプラン策定や今後の水道事業の広域化に活用する。

2 委託期間

業務委託契約締結日(令和 2 年 6 月中旬)から令和 3 年 3 月 16 日まで

3 受託業者

株式会社東京設計事務所静岡事務所

4 委託内容

(1) 各水道事業体の現状分析

(2) 各水道事業体の経営の将来見通し(将来推計)

(3) 圏域内の課題分析業務

各水道事業体の将来の課題を抽出し、その要因を分析する。

また、圏域ごとに、各水道事業体の課題を集約し、圏域としての特性や課題を分析・整理する。

(4) 広域化パターンの提案

各圏域の特性や課題を踏まえ、想定される広域化パターンを、実現性や期待される効果を考慮して、県へ提案する。

※ 提案を受けた広域化パターンについては、県から水道事業体に情報提供するとともに、行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会地区別検討会(以下「地区別検討会」という。)で検討する。

(5) 広域連携シミュレーションの実施

水道事業体の意見等を反映した上で設定した広域化パターンごとに財政収支シミュレーションを実施し、単独経営と比較したシミュレーション結果を県へ提示する。

また、広域化パターンごとのシミュレーション結果を比較分析し、水道事業体の意見等を踏まえ、広域連携の方向性を整理する。

※ 県はシミュレーション結果の提示を受けた都度、関係する水道事業体間で検討を行い(パターンの組合せに即した地区別検討会を作業部会として開催)、条件等を変えた再シミュレーションを行いながら、シミュレーション結果をブラッシュアップする。

(6) 結果とりまとめ

各結果をとりまとめ、各水道事業体に情報提供するとともに、令和 4 年度のプラン策定を含めた今後の水道事業の広域化に係る検討に活用する。

5 業務工程

別紙年間スケジュールのとおり

	シミュレーション業務委託関係	庁内 広域連携推進会議関係	検討会(行政経営研究会を活用)	
			地区別検討会	
令和 元年度 中	仕様書の作成 ↓ 部内指名委員会	有識者 助言聴取 ・シミュレーション仕様に係る 助言聴取	対象地区での事前説明 (大井川:訪問)【3.13~25】	
4月	↓ 公告		対象地区での事前説明 (駿豆:訪問)【4.22~5.15】	
5月	↓ ヒアリング・審査 選定委員会【5.13】	第1回幹事会【5.28】		
6月	県から市町 基礎資料提供依頼 ↓ 業者から市町 事前調査実施 ↓ 市町 基礎資料提供 県から業者へ送付	契約		
7月	各市町の経営分析 ・圏域の特性分析 ・広域化パターン(素案)の作成 → 結果を県へ報告	素案の提案 → ●広域化パターンの検討 有識者 助言聴取 ・検討した広域化パターンに係る助言聴取	地区別検討会(駿豆・大井川) ＜財政・企画担当も参加＞ ・各市町の経営分析結果を共有 ・事業の現状等に係る意見交換 ・広域化パターンの検討	第1回全体会 ・当年度の事業内容の説明
8月	広域化シミュレーションの実施 ・効果額の算定	第2回幹事会	地区別グループ検討会 (該当市町で都度開催) (駿豆・大井川) ＜事業担当課間での作業・検討＞ 広域化パターンごとのシミュレーション結果を共有、検討条件等について意見交換 ↓ 得られた意見を基に、必要に応じて受託業者に条件等を変更したシミュレーションを依頼 ※ 検討の進捗状況に応じて、適宜 財政・企画担当も参加	その他の地区)必要に応じ進捗状況を情報共有
9月		第1回推進会議 ・広域化パターンの報告		
10月		※ 適宜、有識者から助言聴取		
11月				
12月				
1月				
2月	結果取りまとめ ・報告書、説明資料(成果資料)提出			
3月		第3回幹事会 第2回推進会議 ・シミュレーション結果の報告 ・次年度の事業内容の確認	第n回地区別検討会 (駿豆・大井川) ＜財政・企画担当も参加＞ ・シミュレーション結果の報告 第1回地区別検討会 (賀茂・静清富士・遠州) ＜財政・企画担当も参加＞ ・次年度の事業内容の説明	第2回全体会 ・当年度の事業成果の説明 ・次年度の事業内容の説明

令和 2 年度行政経営研究会 新規テーマについて

1 概要

令和元年度新規テーマとして提案がされている「オフィス改革の推進」に取り組む。

《具体的テーマ》

「テレワーク」、「ペーパーレス」、「フリーアドレス」

2 取組方針

コロナ禍において推進が求められている「テレワーク」、「ペーパーレス」の導入方法の調査、検討する。

- ・テレワーク、ペーパーレスの導入に伴うリスク対応（※）については「内部統制の体制整備」課題検討会において検討する。

※合意形成の仕組み作り、情報資産管理、職務専念義務が履行されているかの確認など